

## 台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務委託基本仕様書

## 1 業務の名称

台湾市場をターゲットにした南九州 FIT 周遊促進事業業務

## 2 業務目的

台湾からの訪日観光客はリピーター率が高く、地方への周遊意欲も強い一方で、南九州三県（宮崎県・熊本県・鹿児島県）はその需要を十分に取り込めていない現状がある。特に FIT（個人旅行）層は SNS や口コミを活用した情報収集を行い、自由度の高い旅行を志向する傾向が強いことから、南九州三県を一体的なブランドとして認知させるとともに、SNS 投稿キャンペーンやインセンティブ施策の実施を通じて周遊を促進し、誘客拡大を図ることを目的とする。

## 3 委託業務の内容

上記の目的を達成するため、台湾 FIT（個人旅行）層をターゲットとして、南九州三県（宮崎県・熊本県・鹿児島県）の魅力効果を効果的に発信し、三県を一体的なブランドとして認知させるとともに、「SNS 投稿キャンペーンの実施」及び「インセンティブ施策の実施」を行う。なお、立案・実施にあたっては、次の①から⑤までの点に留意すること。

① 企画内容（SNS 投稿キャンペーン、インセンティブ施策の実施、媒体選定等）については受託者からの提案を基本とすること。なお、ターゲットは台湾の FIT 層を基本とし、詳細は委託者と受託者が協議した上で決定する。

提案にあたっては、以下の内容を盛り込むこと。

（1）南九州三県の魅力を台湾市場向けに最適化した情報発信

〈例〉・三県を横断する周遊モデルルートの提示

・自然、温泉、食等のテーマ別訴求

（2）SNS 投稿キャンペーンの企画・実施

〈例〉・台湾人旅行者が参加しやすい投稿企画

・ハッシュタグ設計、投稿誘導の仕組み

（3）インセンティブ施策の実施

② 台湾 FIT 層が共感・参画できる仕掛けを施す。

③ 目標 KPI を設定すること。

④ 十分なプロモーション期間を設け、目的達成に効果的なプロモーションを行う。

⑤ SNS 投稿キャンペーン、インセンティブ施策の実施、撮影・編集等に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に係る費用等）は、全て委託料に含むものとする。

#### 4 著作権に係る留意事項

- (1) 成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として委託者に帰属するものとし、委託者が国内外で自由に二次利用できるものとする。
- (2) 制作にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。
- (3) 当業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については委託者と協議のうえ決定するものとする。

#### 5 成果品の納品

##### ・業務完了報告書

全ての事業完了後、業務完了報告書を作成し、速やかに委託者に提出すること。

#### 6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、業務完了報告書の納入をし、検査に合格したときは、委託費の支払いを行う。

#### 7 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

#### 8 予算額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含み、海外法人にあつては、税を含む）  
提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しません。

#### 9 その他の留意事項

- (1) 業務の企画及び実施に当たっては、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意し、受託者において、訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- (3) 受託者は、本業務を実施するに当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年1法律第57号）を遵守すること。
- (4) 本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、委託者に帰属し、委託者の

許可なくして使用・流用してはならない。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術、ブランド等に関する権利（以下、「権利留保分」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (6) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (7) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。これらは、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。